

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和3年度

**社会福祉法人 さとり
みなみすがお保育園**

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

- I -1 理念・基本方針
- I -2 経営状況の把握
- I -3 事業計画の策定
- I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象 II 組織の運営管理

- II -1 管理者の責任とリーダーシップ
- II -2 福祉人材の確保・育成
- II -3 運営の透明性の確保
- II -4 地域との交流、地域貢献

評価対象 III 適切な福祉サービスの提供

- III -1 利用者本位の福祉サービス
- III -2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	みなみすがお保育園
種別:	認可保育園
代表者氏名:	二見 直美
定員(利用人数):	100名(102名)
所在地:	〒216-0015 神奈川県川崎市宮前区菅生4-4-1
TEL/FAX :	TEL:044-863-8741 FAX:044-863-8742
ホームページ:	http://www.satori-hoikuen.com/
開設年月日:	2019年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人さとり

職員数	常勤/非常勤	常勤:20名	非常勤:10名
	専門職員(名称)	保育士、保育補助、保育支援員、看護師、用務員	

施設状況

保育室: 7室、トイレ:7カ所・屋外1カ所、調理室、事務室、屋上
園庭

③理念・基本方針

【理念】「児童福祉法を守り、保護者との連絡を密にし、情報公開・育児支援の努め、すべての子ども達が公平・公正に健全かつ健やかな育成を促すため、保育所保育指針を基本として保育を実践する。地域に開かれた保育所であることを最大の目的とし、地域に不可欠かつ求められる施設として、育児を中心とした福祉拠点となることを目指す。」

【基本方針】

- ・自然に囲まれた保育の実施を目指す
- ・保育を通じ、子育て家庭を支援する
- ・地域や家庭との連携を基本とする保育を実践する
- ・伝統行事に触れながら家庭や郷土への愛情を育み、心豊かな人間の育成を図る保育を実現する

④施設・事業所の特徴的な取組

『地域に根差した保育園』コロナ禍ですので、交流会は、出来ませんが本来でしたら毎月1回、支援センターに出かけ地域の子どもたちと交流する。(手遊び、体操、ダンスなど披露し、共に楽しんでいます。)

- ・清水台団地の老人会に参加し歌、ダンスを披露し交流を深めています。
- ・11月には、地域の自治会と支援センター、菅生保育園とともに手つなぎ祭りを開催し地域の未就園児と楽しみ、園には「ひなたちゃん」という亀を飼っていて5歳児がお世話をしています。春頃から秋ころまで園庭でお散歩させたり、餌をあげたりする様子を乳児クラスの子ども達もみて楽しんでいます。
- ・職員もいろんなクラスの子ども達と関わり自分のクラス以外の子どもたちに関わり成長を喜びあい、「こんな風にしたら」「こうしたら」と全体ミーティングなどの会議で「子ども達が楽しむ」には、を議題として考え方を出しあっています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和3年5月20日	訪問調査日:令和3年10月6日
評価結果確定日	:令和4年1月24日	

受審回数(前回の時期)	- 回(前回: - 年度)
-------------	---------------

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 地域交流を深め、豊かな子育ての環境づくりに努めています

法人のホームページや情報媒体に園のコンセプトとして「地域を巻込む子育てマルシェ」を掲げ、「むかしマルシェ(多世代との交流)」「アートマルシェ(アートでの交流)」「絵本マルシェ(絵本との触合い)」の3つのマルシェを基本とした地域交流を深めています。高齢者、子育て親子、小中高生たちが関わる取組を役所、地域支援センター、自治会、他園、学校などと協働し、地域住民と共につくる「豊かな街づくり」に積極的に参加しています。人間形成の基礎となる大切な乳幼児期に子どもの日常生活が、家庭や保育園だけに留まらず、地域社会での人や自然と触れ合い、様々な遊びや体験を育む保育活動として、「地域交流を深め、地域で分かちあい」「支えあう保育園であり、保育園が地域から見守られる、開かれた子育て」を目指しています。毎年の最も重要なプロジェクトとしています。

2) 職員間の連携体制が整っています

職員間のコミュニケーションは、日常的に行われ、クラスの隔たりなく、職員同士で「報連相(報告・連絡・相談)」がしっかりと行われています。長時間にわたる保育のため、職員間の引き継ぎを最重要事項と捉え、朝の受け入れ時の確認、特記事項を引き継ぎ簿に記載し、緊急の場合は、職員間で即共有するなど、職員同士の連携がしっかりと行われています。

3) 幅広い分野の研修受講を推奨しています

園の事業計画には、年間を通して階層別・選抜テーマ別の外部研修や園内研修、キャリアパス制度の導入など、職員のスキルアップ研修があります。各保育士の必須研修や分野別研修などは、毎年、1人1回以上の受講を促し、それぞれの得意分野や幅広い分野における研修を受講することにより、自己研鑽を通して職員一人ひとりの人間性と専門性の向上に努めています。

◇改善を求められる点

1) 保護者の意見・要望への対応

園は相談や意見を述べやすいように環境を整備して保護者等に周知しています。保護者からは、意見を言いやすい雰囲気作り、要望へのきちんとした対応に期待が寄せられています。保護者の意見・要望に対して、丁寧な対応と、十分な説明をより一層行うことで、保護者からの更なる信頼へつなげることが期待されます。

2) 園業務におけるPDCAサイクルの活用

保育内容・指導計画などのPDCAサイクルの活用はありますが、職員の総合的な自己評価や他の活動の評価などを把握した後、結果の課題分析、課題改善の具体策から反映までのPDCAサイクルが十分機能していません。具体的な取組や進捗状況、必要に応じた見直しなどを記録し、次年度に繋げる仕組みを整え、園全体の質向上に反映していくことが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

事業者名:みなみすがお保育園

みなみすがお保育園として初めて第三者評価を受けました。全職員が6グループに分かれて自己評価シートについて確認しながら話し合い、最後にグループリーダーとの話し合いでまとめていきました。

今までの保育を見直し、改めて園内研修の中で子どもの主体性を考える保育について再確認する事ができ、職員と「みなみすがお保育園」のより良い保育を目指すきっかけとなりました。今後も職員と話し合いながら、「子どもが楽しい」と思える園づくりをしていきます。

保護者様に頂いたご意見を今後のみなみすがお保育園の為に活かしていくこうと考えます。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

*全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

理念・基本方針は、園のしおり、重要事項説明書、ホームページなどに明文化し、園内ホールや保育室に掲示しています。理念には、園の使命や目指す方向・考え方を読み取ることができます。「職員の心得」や運営規定に職員としての行動規範を明記し、入職時の研修や個人面談で理解を深めています。入園案内や毎月発行される園だより、玄関先の大型モニターなどで、理念や基本方針に沿った園活動を分かりやすく周知しています。また、懇談会や保育参観では、園の方針に沿った保育活動の様子や継続的な取組・目標なども説明しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 - b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 - c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向については法人が分析し、情報は各関連施設に伝達しています。地域的な動向は、例年宮前区の菅生中学校区地域教育会議が毎月1回開催され、地域の福祉計画の策定動向を把握していますが、今年度はコロナ禍のため参加できていません。地域における園環境の課題などは把握していますが、分析までは行っていません。年度末には、利用者の推移や利用率からコスト分析を行うなど、経営状況の把握をしています。

		第三者評価結果
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 - b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 - c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

経営環境と経営状況において改善すべき課題を把握し、具体的な改善策は、必要に応じて職員や関係職員らと提起し、法人に報告をしています。改善に向けた方向性は、法人を中心に行われ、それに基づいた具体的な取組を検討していますが、まだ十分ではないとしています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していないく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人は関連事業所全体の統一した短期(1年～3年)・中期計画展望(3年～5年)を策定しています。全体的な経営課題や問題点の解決・改善を明確にし、目指す成果などを設定しています。年度末に必要に応じて見直しをかけ、各事業所の事業計画に反映しています。園は法人の短期・中期展望と同じビジョンとしています。園独自とする短期事業計画は、コロナウイルス防止対策の徹底、効率的な人材配置による人件費削減や園庭の鉄棒設置など、4項目を挙げています。さらに、中長期計画の実施状況の評価を行えるよう数値目標などの設定が望られます。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

短期・中期計画展望に沿った単年度の計画を策定しています。前年度に続き3つの課題を念頭に、研修の参加などを報告していますが、具体的な取組とそれに対する課題などを明確にしていません。単年度の報告から次年度の計画に繋がる具体的な改善策の内容を明確にすることが望されます。

I -3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I -3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

行事計画については、職員中心で検討し、意見を反映させて作成していますが、園全体の保育の質における事業計画策定は、職員参画で行われていません。また、職員及び園の自己評価を実施していますが、評価結果を分析して、課題の抽出、具体的な改善策や取組などを検討し、次年度の事業計画に繋げる体制が十分ではありません。最終的な事業計画は、職員に周知し、計画内容の理解を促しています。

7	I -3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 - b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 - c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画の主な内容は法人のホームページに掲載しています。コロナ禍で園と保護者の交流が希薄なため、壁新聞の作成を検討中です。壁新聞には、タイムリーな子どもたちの様子や園の計画などを載せ、保護者の理解を深めていきたいとしています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的行われ、機能している。

b

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にP D C Aサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価（C : Check）を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

保育内容に関する指導計画や行事などは日常的にPDCAサイクルを活用しています。自己評価や第三者評価受審の評価結果などは把握していますが、評価結果をもとにした園全体の分析、分析課題の検討、改善・反映に繋げる組織的なPDCAサイクルの機能が十分ではありません。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。

- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

保育内容の指導計画や行事計画に関しては、職員参画で課題を文書化し、改善策に向けて取組を進めています。保育所として取り組む課題や改善策は、法人策定の事業計画として関連施設のトータル的な課題を明示しています。法人の課題項目に沿った計画的な改善策が、園における具体的且つ計画的な実施方法として明確ではなく、十分ではありません。園として取り組む課題・改善・反映とする組織的なPDCAサイクルを活用し、理念に向けて、園全体の質の向上につなげることを期待します。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

運営規定に職務の内容が記載され、「園長は保育の質の向上に取り組むとともに職員、業務の管理を一元的に行う」とあり、主任保育士、保育士、看護師、栄養士（委託調理）、調理員（委託調理）、事務員、嘱託医などそれぞれの職務分掌を明記しています。職員会議などで園の経営、管理について説明をしており、職員は内容を把握しています。職員の園における業務分担も明記しています。有事における権限委譲や役割について権限は主任が委任されています。

		第三者評価結果
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、園運営における法令遵守などについて階層別研修や勉強会などで理解し、取引業者や行政関係者らと適正な関係を保持しています。但し、コンプライアンス規定についての明文化が十分ではありません。園として遵守する基本的な関連法令など、職員が正しく把握・認識する具体的な取組が望まれます。

II-1-(2) 管理者のリーダシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、保育の質について職員会議や日常の保育実践で職員の意見を聞き、理念や保育方針に沿った保育が実施されているか評価・分析を行っています。作成された指導計画の評価反省を踏まえて、各クラスの保育活動を確認し、全体的な現状から必要な研修や学習の参加を促していますが、一人ひとりの専門性を高め、保育の質の向上につながる取組は、まだ十分ではないとしています。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

経営改善や業務の効率化に向けた人事、財務、労務についての情報収集、分析は法人が行っています。園の運営、勤怠管理、小口経費管理については、園長が適正に行ってています。園長は、職員が意欲を持って働く職場環境を心がけています。職員同士の関係は良好で、いつでも相談できる職場環境です。職員は、園長の運営方針の理解に努め、同期保育士、先輩保育士、主任、園長と連携が持てる体制を整えていますが、経営改善や業務の効率化における体制は、まだ十分ではないとしています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
 - ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
 - イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
 - ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
 - エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

人材に対する基本的な考え方や人材確保・育成に関する方針は法人が立てており、園では、法人の方針に沿った人員体制を整えています。法人のホームページには、求める人材、各施設の紹介、福利厚生などを記載した求人情報の紹介があります。法人内外の研修として管理者、階層別や選抜テーマなどの研修があり、正規職員には、外部研修を年に1人1回以上の受講を推奨し、職員自身のスキルアップ、キャリパスに力を入れています。職員の紹介から人材を採用した例もありますが、募集は法人が中心に行っています。

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

「保育の心得、日常の心得、自己管理や保育者としての心得7か条」を明確にしたハンドブック「職員の心得」を全職員に配布し、入職時に説明をしています。就業規則に人事基準を明記し、職員に周知しています。法人の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度などを評価し、処遇に反映しています。職員自ら将来の姿を描けるように、本人の自己評価と次年度の意向などを個人面談で把握しています。職員が意欲を持って職務につける仕組みが整えられ、必要に応じて園長や主任が助言や指導を行っています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
 - b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
 - c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の心身の健康状況、就業状況、有給休暇の取得状況や時間外労働時間などの勤怠状況を把握しています。園長・主任は、日頃から職員とコミュニケーションをとり、会話の様子から個人的に相談を行うなど、総合的なメンタルケアに努め、職員がいつでも相談できる職場環境に努めています。福利厚生の利用やワークライフバランスに配慮した取組を行い、職員のストレス軽減に心がけています。人材や人員体制の具体的な計画は、法人が行っています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

「職員の心得」に保育者としての心得「健康管理・精神的な安定・保育士同士のコミュニケーション・清潔感・観察力・学ぶ姿勢・自分らしさ」の7か条を明記し、法人の職員として守るべき基本的な就業姿勢を具体的に示しています。階層別研修、キャリアアップや園内研修など、研修予定があり、年度末の自己評価で本人の目標や希望を確認していますが、目標の設定や設定した目標の進捗状況の確認は、十分に行われていません。

第三者評価結果

18

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

法人の目指す保育を実施するために「職員の心得」を明示し、全職員に配布しています。職員に必要とされる専門技術や専門的な資格を明示し、参加研修や講習リストを作成しています。受講後は報告書を提出し、更に他の職員との共有化と自身の振り返りのために研修発表の場を設けています。正規職員は外部研修の1回以上の受講が定められています。年度初めに研修参加の申し込みをし、前期・後期で研修の現状見直しをしています。非正規職員は本人の希望によって研修の受講が可能です。研修内容は、全員が共通認識できるようを行っていますが、まだ十分ではないとしています。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員全員の知識・技術水準・専門資格などの取得状況を把握しています。職員の経験や習熟度に応じてクラス担任、主任、園長によるサポートが適切に行われています。階層別、職種別、テーマ別の研修の機会を確保し、必要な知識・技術水準に応じた教育・研修を実施しています。受講職員は、年度末に研修内容の発表を行い、他の職員とともに学び合える機会を設けています。非正規職員・パート職員の研修参加の機会が十分ではないとしています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 エ 指導者に対する研修を実施している。
 オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生育成に関する基本姿勢を明文化しています。マニュアルを整備し、実習生の意向に沿った効果的なプログラムを作成しています。実習状況は、学校側と連携を取り、必要に応じて見直しをしています。保護者や職員に実習生受け入れに関しての情報を周知し、共有しています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするよう努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人のホームページに理念・基本方針・保育の内容・事業計画・事業報告・予算・決算情報を公表しています。また、関連各園の苦情・相談内容も公表しています。重要事項説明書に苦情・要望等相談の窓口や第三者委員について明記しています。園では、地域から見守られる開かれた子育て環境を目指しており、他園との協働で地域子育て親子を対象に子育て支援を積極的に行ってています。活動の情報は、園のホームページ、宮前区保育総合支援課、地域支援センターに公開し、自治会長や近隣保育園に「園だより」を配布し、園の活動情報を知らせています。

第三者評価結果

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 - b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 - c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

園における事務、経理、取引に関するルールや職務分掌と権限・責任は運営規定に定めており、「職員の心得」には、職員として守るべき基本的な就業のあり方として具体的なルールを明示しています。定期的に内部監査や外部の専門家による監査が行われています。毎月末には、法人の事務局に小口伝票を提出し、内容の確認が行われています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

園の特徴的な取組に「地域に根差した保育園」を掲げています。ホームページや園のたよりなどに基本的な考え方や具体的な関わりを明記しています。玄関先には、保護者や子どもが活用できる社会資源や地域情報を提供しています。地域の子育て親子と共に同年齢の子どもたちとの触れ合いの場を設けたり、宮前地区の支援センターや他園との連携で子どもたちが楽しめるイベントなどを開催しています。また、近くの老人会に参加するなど、「地域を巻込む子育てマルシェ」として、むかしマルシェ(多世代との交流)、アートマルシェ(アートでの交流)、絵本マルシェ(絵本との触合い)など、園が地域から見守られ、開かれた子育て環境を目指とした地域交流を深めていますが、今年度はコロナ禍のため実施できていません。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
 b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
 c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を働いている。

<コメント>

ボランティア受け入れの基本姿勢を明文化し、受け入れの手順や子ども・保護者に事前説明を行っています。インターンシップとして地域の高等学校や体験学習など学校教育への協力も積極的に行ってています。また、一般的ボランティアの受け入れは随時行っていますが、現在はコロナ禍のため、学校・一般の受け入れを中止しています。毎年多くのボランティアの依頼があり、コロナウイルスの安全性が確認されれば、再開する予定です。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

関係機関や団体の連携は適切に行っています。必要な連絡先、担当者、電話番号などのリストを作成し、定期的にケース検討会や連絡協議会に参加するなど、部分的に地域のネットワーク化に努めています。家庭での虐待が疑われる子どもに関しては、宮前区役所の担当者と定期的に情報交換を行い、必要に応じて適切な助言や指導を受ける体制ができています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

園の地域支援活動のコンセプトを「地域を巻込む子育てマルシェ」としています。「地域で分かちあい、支えあう保育園」「地域に愛される園を目指す」「地域に根差した保育園」と掲げるよう、地域交流を積極的に行ってています。宮前区保育総合支援、地域子育て支援センターすがお、自治会、地域内他園、普生中学校区地域教育会などと連携をとり、地域の福祉ニーズや生活課題を把握しています。各関係機関との定期的な会議に出席し、具体的な取組を協働で行うなど、積極的に地域への社会貢献に努めています。園舎の一部に子育て支援ホールとしてカフェ風スペースを設け、育児相談や、子どもたちが絵本を見たり、在園児らとの交流の場所を提供しています。その他、園庭開放、遊びの広場、体験保育や栄養相談など、地域の子育て親子が気兼ねなく利用できる機会を設けるなど、園の専門性を生かした地域子育て支援を積極的に行ってています。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域のニーズにもとづいた地域貢献活動を、園の重要なプロジェクトとして積極的に行ってています。地域担当を配置し、年間計画の取組を実施しています。園舎はRC造り3階建てで広く、地域防災対策や被災時における福祉的な支援提供の備えをしています。定期的に行われる宮前区総合訓練において、地域の幼・保・小・中の連携で行うウォークラリー合同訓練の開催を検討しています。

評価対象III 適切な福祉サービスの提供

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

理念にある児童福祉法を守り、すべての子ども達の健全かつ健やかな育成を促す保育に取り組むよう努めています。子ども一人ひとりの生活習慣や文化、考え方などの違いを理解し、保育士の固定観念を押し付けないよう配慮しています。定期的に子どもの人権についての研修を実施し、自分たちの保育の振り返りをしています。今後、子どもの人権に関しての記事を載せた壁新聞を作成して玄関に掲示し、保護者も共通の理解を持てるよう取り組んでいく予定です。

第三者評価結果

29

III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。

- エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護について、「社会福祉法人さとりにおける個人情報保護の方針」において明記しています。個人情報が含まれる書類は、事務室の書庫で保管し施錠しています。入園時の説明で、園が子どものプライバシーを守ることを保護者に伝えています。また、行事写真や園から発行する便りなどの情報資産の取扱いや管理について保護者の同意を得ています。幼児クラスの午睡時に、他の子どもに気付かれず、さりげなくおむつを履き替えるスペースを用意して速やかに着替えることができるようになり、子どもの羞恥心に配慮しています。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- エ 見学等の希望に対応している。
- オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園のパンフレットを子育て支援センターなどで配布しています。ホームページには保育理念、保育目標、園の概要などを掲載しています。見学者は随時受け入れ、写真入りの園のしおりを渡し、説明しながら園舎を案内しています。コロナ感染防止対策のため、園庭や廊下から教室を見学してもらっています。見学後は、アンケートをお願いし、利用希望者に対する情報提供について適宜見直しを実施しています。

31

III-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園が決まった子どもの保護者には、書類一式を渡し、面接を行っています。個別に対応することと親子に不安感がないように配慮し説明しています。保護者の転職・産休・育休など切り替わる際には、変更内容を説明し、同意を得たうえでその内容を書面で残しています。説明にあたっては、保護者が理解しやすいように工夫することが期待されます。特に配慮が必要な保護者への説明については、全体ミーティングにおいて職員間で共有し、ルール化され、その都度丁寧に説明することにしています。

第三者評価結果

32

III-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。**b**

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所の変更にあたり転園先に連絡を取り、引継ぎをしています。園児が転園した際も連絡があれば、園長や主任が丁寧に対応しています。卒園や転園する場合は、新しい所に安心していけるように配慮しています。卒園や転園した後も気軽に相談できることを保護者や卒園児に伝えていますが、文書で渡すには至っていません。卒園後、ランドセルを見せに来る児童や遊びに来る児童もいます。

III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

第三者評価結果

33

III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。**b**

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するためには、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

運動会や生活発表会など行事の後は保護者アンケートを取り、保護者の意向や子どもの感想を把握しています。運動会での園児の演技の様子をよく見えるようにしてほしいと言う意見が出て、保護者見学場所と踊りの構成を改善するなどアンケートを分析・検討し次年度に生かしています。定期的に保護者懇談会や面談を行い、保護者の意向の把握を心がけています。

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出やすい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

利用者のご意見・ご要望・苦情等の相談解決に関する要綱を定め、入園前に苦情について説明しています。苦情受付担当者を明らかにし、第三者委員を設置し、苦情解決の体制が整備されています。意見箱を園の玄関に置き、いつでも意見を言いやすい環境を作っています。ご意見用紙を作成し、保護者等が苦情を申し出やすい工夫を行っています。苦情相談内容は、職員間で共有し、保育の質向上のために話し合っています。今後、苦情内容に関する対応策について、保護者に必ずフィードバックすることが期待されます。

35

III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

重要事項説明書や園のしおりの中で保護者が意見を述べたり相談する窓口が記載されています。玄関に苦情に関するお知らせを掲示しています。運動会や生活発表会など行事の後は保護者アンケートを取り、保護者の意見を聞いています。相談があった場合は、出来る限り直接面談して傾聴を心がけ対応しています。玄関横にあるのカフェ風のスペースを相談室とし、相談できる環境に配慮しています。

36

III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

個別の相談がある保護者には、遠慮なく申し出てもらい、別室で時間を取って相談を受けています。その内容は必要に応じて会議で話し合い、保護者と子どもにとって最も適切な利益になるように取り組んでいます。十分な配慮のもと職員間で内容を共有し、対応する職員によって相違が出ないよう努めています。保護者からの相談や意見は把握していますが、保護者からは十分に評価されていません。意見等に基づいた保育の質の向上が期待されます。また、今までの実践をもとに流れを明確にした対応マニュアルを作成し、定期的な見直しが望れます。

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 - b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 - c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故発生時の対応と安全確保について、責任者、手順を明確にしたマニュアルがあり、職員全員に周知しています。リスクマネジメントへの職員の意識は高く、「ヒヤリハット報告」にて事故防止のための改善点や原因として考えられることを記入し、再発防止に努めています。事故が発生した際は、職員間でミーティングを開き、対策を話し合っています。ニュースや新聞記事からの事例をもとに分析し、検討する取組を行っていますが、保護者にも意見を聞き、園児の安全確保について検討することが期待されます。

38

III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
 - b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
 - c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策は、看護師と主任保育士を中心に取り組んでいます。コロナ感染防止対策として、手洗い場が密にならないよう工夫したり、午睡時の子供たちの頭と足の向きを交互にし、出来る限り間隔をあけるなど配慮しています。職員は定期的に感染症の研修を受講し、感染症の予防策を見直しています。玄関に看護情報を掲示し、感染症が発生した場合は保護者に当日の情報が提供されています。9月より看護師を配置したので、感染症予防策に関して看護師の視点から保護者に適切に伝えて理解を得る取組が期待されます。

第三者評価結果

39

III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行ってい
る。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
 - b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

子どもたちの安全に力を入れ、様々な災害を想定して避難訓練を行っています。園舎の裏が斜面であるための災害を想定した避難訓練を取り入れています。年に2回は消防署と連携し、消火器訓練や消防署通報訓練を実施しています。9月に保護者の引き取り訓練を行い、災害時における子どもの安全の確保に取り組んでいます。今年度は、コロナの影響で参加できていませんが、例年は地域の自治会や小中学校合同の避難訓練に参加しています。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されてい
る。

b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

法人の目的・理念に沿って、日々の保育が行われています。保育士業務や標準的な実施方法は、「職員の心得」により文書化されています。経験豊かな職員が多く、口頭での伝達と基本的な就業の在り方を示した「職員の心得」によって、業務が進み、問題は起きていませんが、園独自の保育業務マニュアルの作成が望まれます。保育士同士のコミュニケーションはよく、朝、昼、夕の時間帯に申し送りや話し合いの場がもたれ、標準化の意識は高いと言えます。一人ひとりの子どもに合わせた月案や週案を立てています。

第三者評価結果

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

職員が守るべき基本的な就業に対するあり方を示した「職員の心得」は、法人によって検証をしていますが、保育内容の見直しが十分ではありません。その内容は、指導計画に反映し、保育の質の関する職員の共通意識を育てています。各クラスごとの保育士同士は毎日話し合い、保育の標準的な実施方法に関して振り返っています。0歳児クラスが水道水でハンドソープを使用して手を洗う時期や方法を職員が提案し実施しています。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

主任を責任者とし、指導計画を作成しています。4月には、全体的な計画をもとに前年度の年間指導計画の評価と反省から新年度の年間指導計画を立案しています。栄養士が中心となり食育年間計画を立て、食育や行事食、野菜に触れる経験を通して子どもたちが望ましい食習慣を身につけるよう努めています。乳児クラスは、個別計画を作成し、毎月目標を立て、振り返りや反省を行っています。支援困難ケースへの対応については、保護者に家庭での様子を聞いて玩具を工夫するなど、保護者の意向を反映した保育の提供を行っています。

第三者評価結果

43

III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

年度の終わりから初めにかけて指導計画の反省と評価を行い職員間で意見交換する機会を設けています。園長と主任が最終的に見直しています。年間指導計画は、4期に分かれています、期ごとに保育士自身が自己評価と反省をしながら月案、週案を立てています。指導計画の見直しに関する手順、組織的な仕組みを定めて、保育の質の向上にかかる課題を明確にすることが望されます。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

児童票、育成記録、保育計画など子どもの保育の実施状況の記録は、統一した様式となっており、職員間で共有しています。配慮が必要な園児について、職員全員が周知するために全体ミーティング、職員会議、乳児会議、幼児会議で情報共有し、職員が皆同じ対応ができるようにしています。個別の指導計画に基づいて保育を実施し記録しています。保育の質の向上と効率化を図るために、決められた方法で記録する記録要領の作成や指導の工夫が期待されます。

		第三者評価結果
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

法人における個人情報保護の方針にもとづき、個人情報の書類は事務所にある鍵のかかるロッカーで保管し、持ち出しを禁止しています。職員は、個人情報について十分理解し、遵守しています。守秘義務を守り、連絡ノートや出席簿の取り扱いに注意しています。園児の欠席連絡なども個人情報として、職員間で大声で伝え合うことはないように努めています。保護者に対し個人情報の取り扱いに関して入園前面談での説明と、「みなみすがお保育園で取り扱う個人情報の保護及び管理についてのお願い」という書面で説明し、同意を得ています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

		第三者評価結果
A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成している。
 - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成しているが、十分ではない。
 - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

【コメント】

全体的な計画は、年度の初めに職員で話し合い、子どもたちの状況や実態にもとづき作成しています。前年度の反省、園の特徴や取り巻く環境、地域の特性を考慮しています。法人の理念である児童福祉法を守り、全ての子どもたちが公平・健全にかつ健やかな育成を促すことを目指して計画を作っています。また、地域に開かれた保育所であることを最大の目的にし、地域における子育て支援、地域住民と園児の交流に力を入れています。全体計画をもとに各クラスでは、子どもたちの姿を見ながら、月案、週案を作り、具体的な活動を展開しています。年度末に職員全員で見直し、次年度の作成に生かしています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

		第三者評価結果
A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

園舎は、窓が多く太陽の光が多く入る造りになっています。子どもたちの成長に合わせて、快適に過ごせるような環境に配慮しています。乳児クラスは、食事と睡眠を分けた生活空間を確保して保育を行っています。幼児クラスでは、ランチルームへ移動して給食やおやつを食べています。生活や遊び、食事などの場所を分けることによって、子どもが落ち着いて過ごせるよう工夫しています。保育内容に応じて、移動式のロッカーで教室に間仕切りを作ったり広くするなど環境を整えています。用務専門の職員を配置し、清掃が行き届いています。トイレや洗面は清潔を保つために、職員は気が付いたらその都度清掃しています。子どもたちが戸外で思いきり活動できる園庭作りが期待されます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもに話しかけるときは、子どもと目線を合わせゆっくり話し、丁寧な対応を心がけています。子ども一人ひとりの甘えや欲求、こだわりなど、1対1の対応でその子の思いを受け止めています。複数担任のクラスでは、リーダー、サブと連携を取りながら家庭環境などから生じる子どもの状態を把握し、共有して保育を行っています。職員は子どもを尊重し、発達と発達過程を理解し、子どもの個人差を充分に把握しています。万が一、職員がせかす言葉や静止させる言葉を使用している場面を見かけた際は、園長が話し合いの場を設け注意するようにしています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

乳児クラスでは、一つひとつの動きに対して、「～しようね」「～だったね」というような言葉にしています。声をかけながら支援することによって、子どもに安心感と生活に必要な基本的な生活習慣が身に着けられるよう配慮しています。トイレトレーニングについては、一人ひとりの成長に合わせ家庭との連携をとることを大切にしながら進めています。着替えや手洗いや食事などは、個々にあわせた援助を行うよう心がけています。子どもが自分でできることは自分で行い、出来ないところを保育士が援助するようにし、生活習慣の習得にあたり主体性を尊重しています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を發揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。

- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を行っています。子どもの興味や関心、欲求を見極め、指導計画に位置付けて取り組んでいます。幼児クラスでは、廃材を利用し制作することで考えて遊べるようにしています。部屋の一角に工作用廃材コーナーを設置し、子どもが自主的に自由に工作ができるようにしています。ぬり絵コーナーもあり、何種類がある中で好きな絵を選んでぬり絵を楽しめるようにしています。天気の良い日は、体を動かすことを中心にしています。園庭遊びや戸外散歩に出かけ、自然に触れ季節感を感じることを大切にしています。クローバー保護についての工夫を行うとともに、子どもの自由な運動時間、体力作りの場である園庭の環境を整備することが期待されます。バランスの取れた指導計画には、様々な年齢の子どもの交流や地域の人たちと接する行事が盛り込まれています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。乳児クラスは室内の空間を分けています。子どもの名前を呼びかけたり、ふれあい遊びをすることで愛情を育むようにしています。スキンシップを大切にし、子どもに触れあい、優しい言葉かけをしています。職員は、容器の中に物を入れて引っ張れるおもちゃを手作りし、子どもたちが興味と関心を持つことのできる生活や遊びに配慮しています。連絡帳で排泄、睡眠時間、食事量、家庭での様子や園での様子を毎日記載し、家庭との連携を密にしています。

第三者評価結果

A7	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

環境と保育の内容や方法に配慮しています。部屋は、机上や仕切りでコーナーを作り、好きな遊びが展開できるよう工夫しています。それぞれ担任が季節に応じた遊びを取り入れて、作成した月案、週案を微調整しながら日々の保育を行っています。散歩時に、地域の人と挨拶をするなど、交流しています。また、虫探しやドングリひろいなど探索活動が十分に行えるような環境も設定しています。朝の受け入れでは、視診とともに体調に変わらないかを確認しています。生活記録連絡票で家庭での様子と園での様子をお互いに伝え合い連携して取り組んでいます。コロナ禍ではありますが、子どもの保育園での様子がわかるような工夫をし、更なる家庭との連携や配慮が期待されます。

第三者評価結果

A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を發揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学前の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳以上児への適切な環境を整備し、保育の内容や方法に取り組んでいます。落ち着いてワークに取り組む際はロールカーテンを下し、静かな空間の中で集中できるよう配慮しています。学びの場である太鼓教室や英語教室は、子育て支援室に移動して子どもたちの気持ちの切り替えをしています。雨天時は、幼児クラスの部屋の移動式ロッカーを動かして広い空間を作り、サーキット遊びを楽しむなど工夫しています。夏祭りに向けて、5歳児全員でおみこしを制作しています。子ども同士意見を出し合い、海の生き物をイメージして作成したおみこしは、独創的であり、皆で協力した大きな作品です。今年度は保護者のみでしたが、例年は夏祭りの日には地域の人に声かけし、お披露目しています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

2階建ての園舎は、エレベーターがあり、車いすの子どもでも安心して移動ができます。障害がある子どもが不安なく生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。個別指導計画を立て、クラスの計画と関連づけています。年度が替わり、月齢クラスが上がる際は、前年度の担任が次年度も継続して担任になるようにしています。保護者の相談に応じており、発達面で気になる子どもには、時間をかけて見守りながら取り組んでいます。職員は障害児保育講座や発達相談支援コーディネーター養成研修などに参加しています。障害に関する書物でも学びを深め、保育の内容に生かしています。園長は、入園時に保護者に対して、障害のある子どもの保育についての情報を伝えています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。長時間にわたる保育のため、職員間の引継ぎを最重要と捉えています。朝の受入れ時に、子どもの体調や状態を保護者に確認し、引継ぎ簿に特記事項を記載しています。職員同士の連携が強く、申し送りは1日3回行われています。延長保育の時間帯は職員とゆったりと関わり合い、好きな遊びができるように配慮しています。子どもの在園時間や生活のリズムに配慮して、乳児クラスは朝おやつを出しています。全園児の午後のおやつは手作りのものを中心に提供しています。幼児クラスは連絡ノートがないため、担任の保育士から保護者にはこれまで以上に園での様子を伝えることによって、安心してもらえるような工夫が期待されます。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。

- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。例年は、近隣の小学校に出かけ、他の保育園の園児も交えて合同で、授業に参加したりランドセルを背負わせてもらう体験をしています。昨年度は、区役所の教育委員会が来園し、保護者に向けて進学のポイントを伝えたり、小学校の先生が訪問して園での子どもの様子を理解してもらっています。5歳児クラスが受ける英語教室は、就学を意識して、小学校の授業時間と近い45分間で行っています。午睡の時間を少しづつ減らし、1、2月頃には午睡なしで過ごせるようにしています。職員は、保育所児童指導要録を作成し、さらに細かく伝えるために小学校教員と電話で連絡して連携を図っています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

保健計画が策定され、計画に沿って子どもの健康管理を適切に行っています。保健だよりは、毎月保護者に配布しています。登園時に、視診や体に触れて体温確認をし、実測で必要に応じて検温しています。また、午睡明けや夕方にも検温するようにしています。子どもの体調悪化や怪我については、必ず保護者に連絡を入れて状況を伝えています。その際は注意深く様子を見て、変化があつたら再度保護者に連絡を入れる対応をしています。乳幼児突然死症候群については、入園時に保護者に説明しています。家庭での寝かしつける姿勢を聞き、園における方法を伝えています。「健康連絡カード」を活用し、既往症や予防接種の状況など健康にかかわる必要な情報を保護者から得ています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

b

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していますが十分ではありません。健康診断・歯科健診の結果について職員が周知し、子どもの健康状態を理解し、保育に反映する取組が期待されます。歯科健診後は、保護者に結果を手紙で配布し、必要な子どもは受診や治療をするように促しています。0歳児と1歳児は、1ヶ月ごとに園の協力医療機関の医師が訪問し健診を行っています。3歳児以上は、年3回健診を実施しています。健診結果は、健康記録として「健やか手帳」に記入し、卒園する時に渡しています。「歯磨きについて」「手洗いについて」などテーマを決めての健康教育を行い、子どもが健康に関心が持てるように取り組んでいます。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもについては、医師からの指示を受け、適切な対応を行っています。入園児の面接で食物アレルギーの有無や種類を保護者から聞き、把握しています。年2回川崎市健康管理委員会に書類を提出し、除去食や代替食について確認をしています。アレルギーのある子どもの食事の際は、絶対に誤食がないように何重もチェックする仕組みがあります。調理担当職員の朝礼で毎日打合せを行い、調理の段階で気を付けています。配膳前に調理師が除去食の表を見ながら再度確認しています。、色の違うトレイと食器を使用して配膳しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食事は外部業者へ委託しています。委託業者の献立と発注食材を、子どもの状態に合わせて大きさや味付けにして提供しています。給食やおやつの時間は、保育室から調理室の隣のあるカフェ風のランチルームに移動して落ち着いて食事がとれる環境・雰囲気づくりの工夫を行っています。子どもが食について関心を深める取組を行っています。食に関する様々な経験を通して、食べることに興味や関心を広げるとともに望ましい食習慣を身に着けることをねらいとした食育年間計画を作成しています。トマト、ナス、キュウリなどの野菜の栽培を行い、自分たちで育てた夏野菜を調理員に調理してもらい、食する機会を設けています。一人ひとりに合わせた量を調節し提供することによって、完食の喜びを味わえるように配慮しています。提供した食事のサンプルを掲示し、その日の献立や量を保護者に伝えています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

b

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

年に2回、残食検査を行い子どもの喫食状況を把握し、メニューに反映しています。味付けや盛り付け方なども改善しています。レバーを使った献立は、臭みがなくおいしく栄養があると人気となっています。行事食があり、ハロウィンの日は、カボチャの顔をかたどったピラフにするなど子どもたちが喜んで、楽しく食べることができる工夫を行っています。ランチルームの入り口に給食の見本を入れたサンプルケースを置いています。調理室の横にランチルームがあり、栄養士・調理員が子どもたちの食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりしています。今後は食育への工夫と共に保護者にも食べる機会を設けるなどで、保護者の理解を深めることが期待されます。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

0歳から2歳児までは毎日の連絡ノートで情報を交換しています。園と家庭が連続して保育が行えるように必要な情報を分かりやすく伝えています。0歳児は、授乳・排便、睡眠などの様子や離乳食に替わり、成長が見られる2歳児までの発達過程を連絡ノートや登降園時に伝え、園と家庭の密接な連携を行っています。3歳児以上には毎日の連絡ノートではなく、朝の受入れの際に家庭での様子を聞いています。日中活動の様子は玄関先や保育室前に掲示して保護者へ伝えています。個々に伝達の必要がある場合は、連絡ノートや口頭で伝えています。年6回配布するクラスだよりや懇談会、保育参加などで保護者と共に子どもの成長を共有し、園の保育方針や保育内容の理解を深めています。相談のある場合は、相談内容を必要に応じて児童票の保護者支援欄に記録し、職員間で共有しています。コロナ禍のため十分に保護者との交流ができなかったとしています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

日常的に保護者と円滑なコミュニケーションをとることに努めています。家庭での子育てや子ども同士の関係の悩みなどは、いつでも受けています。保護者の多様な働き方に対応出来るよう個人面談、保育参加などの開催予定を長期間とるなど、個々の事情に配慮して行っています。相談内容により、担当保育士や主任・園長と共に受けれるなど、適切な対応に心がけています。

第三者評価結果

A19 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

子どもの人権に関するマニュアルが整備されています。人権を大切にする保育の3つの柱として「①保育・教育の根本に子どもの人権を位置づける②人権の問題について常に意識を高め積極的に取り組む③全ての子どもに人権を大切にする心をしっかりと育てるという方向性を持つこととする」の3本柱を意識し、日々の支援を行っています。定期的に虐待についての園内研修を行い、虐待を疑うフローチャート、早期発見のチェックリスト、発生予防、発生している家庭の援助・子どもへの対応・保護者の対応などの把握や虐待における保育園の役割などの理解を深めています。川崎市の児童虐待防止センターや児童相談所などの連携体制を整えています。

A-3 保育の質の向上**A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)**

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b**【判断基準】**

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

日常的に指導計画に沿った保育実践が行えたかどうかを保育士間で話し合っています。さらに子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程が、適切であったか総体的な自己評価を定期的に行ってています。保育士の自己評価により課題を抽出し、保育の改善や専門性の向上に取り組むとする事業報告・事業計画が掲げています。職員自己評価の結果から具体的な課題を挙げ、必要な研修を重ねています。自己評価から保育の質の向上につながる課題を分析し、具体的な課題改善・反映までのサイクルが十分に機能していません。自己評価をもとにした園全体の自己評価から保育の質の向上につなげる仕組みを期待します。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323